

2023年11月1日

医療法人にじのわ

適切な意思決定支援に関する指針

在宅医療では、人生の最終段階にある患者さんが治療や療養生活を送るにあたり、患者さんとそのご家族が様々な意思決定をする必要があります。私たちは、患者さんおよびご家族の意思を尊重するとともに、適切な意思決定ができるよう以下の指針を定めます。

1. 基本方針

医師をはじめとする医療・ケアチームは最善の医療・ケアを提供するために、患者さんおよびご家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者さん本人の意思を尊重した医療・ケアを提供するよう努めます。

2. 『人生の最終段階』の定義

『人生の最終段階』とは、以下の三つの条件を満たす場合を言う

- (1)がんの末期のように、予後が数日から長くとも2～3か月と予想される場合
- (2)慢性疾患の急性増悪を繰り返し、予後不良に陥った場合
- (3)脳血管疾患の後遺症や老衰など数か月から数年にかけて死を迎える場合

どのような状態が人生の最終段階かは一人ひとりの患者さんの状態を踏まえて、多職種にて構成される医療・ケアチームにて判断します。

3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

(1)医師等の医療従事者から適切な情報提供と説明がなされ、それに基づいて患者さん本人が多職種からなる医療・ケアチームと十分な話し合いをおこない、本人による意思決定を基本としたうえで、医療・ケアを進めてゆきます。

患者さん本人の意思は都度変化するものであることを踏まえ、本人が自分の思いを伝えられるよう医療・ケアチームが支援し、患者さん本人と繰り返し話し合いを行います。

患者さん本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性がある場合、家族等の信頼できる方も含め、本人との話し合いを繰り返しおこないます。また、この話し合いに先立ち、患者さん本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって決めておくものとします。

(2)人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケアの内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。

(3)医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を緩和し、患者さん本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行います。

(4)生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針では対象としません。

4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

(1)本人の意思の確認ができる場合

1)医療・ケアの方針決定は、患者さん本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報提供と説明をおこないます。そのうえで、患者さん本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえ、患者さん本人による意思決定を基本とし、多職種の医療・介護従事者にて構成される医療・ケアチームとして方針を決定します。

2)時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて患者さん本人の意思が都度変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ患者さん本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるよう支援します。この際に、本人が自らの意思を伝えられない状態になっている可能性があることから、家族等も含めて繰り返し話し合いをします。

3)このプロセスにおいて話し合った内容については、その都度、記録しておきます。

(2)本人の意思確認ができない場合

患者さん本人の意思が確認できない場合には、下記のような手順により、医療・ケアチームのなかで慎重に判断します。

1)家族等が患者さん本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。

2)家族等が患者さん本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて本人に代わるものとしてご家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとります。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じてこのプロセスを繰り返し行います。

3)家族等がない場合およびご家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針を取ることを基本とします。

4)このプロセスにおいて話し合った内容は、都度記録しておきます。

(3)複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記(1)および(2)の場合における方針の決定に際し、家族の中で意見がまとまらない場合や、

医療・ケアの方針が決定できない場合等、以下のような場合には、患者さん本人または家族等の同意を得たうえで、外部の専門家(医療倫理の精通者や国が行う研修会の修了者等)を交え、方針等について検討します。

- ①医療・ケアチームとの話し合いの中で、心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- ②医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- ③家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアの方針が決定できない場合